

障害者虐待 1,391 件
防止法施行後、初の調査（厚労省）

障害者虐待防止法が施行されてからの半年で、家族や福祉施設の職員らによる虐待が 1,391 件あったことが 11 月 11 日、厚生労働省の調査でわかった。施行された 2012 年 10 月から 2013 年 3 月まで（2012 年度）の自治体の対応状況を把握した初の集計。家庭内では知的障害のある女性が、施設などでは知的障害のある男性が虐待を受けたケースが多い。

調査は、全国の 1,742 市区町村と 47 都道府県が受け付けた相談・通報の件数や虐待の内容を集計した。

養護者による虐待に関しては 3,260 件の通報があり、1,311 件で虐待の事実があった。暴行などの身体的虐待、暴言を浴びせるなどの心理的虐待、金銭を渡さないなどの経済的虐待が多い（表）。

虐待された 1,329 人の 65% を女性が占め、障害種別（重複あり）は知的が 49% と多く、精神 36%、身体 28%、発達 2% など。また行動障害のある人が全体の 27% いた。

虐待した人は父 23%、母 21%、兄弟姉妹 20% など、同居していたケースが 80% を占める。

通報者は相談支援専門員や施設従事者だったケースが 27% と最多で、ほぼ同率で本人による届け出が続く。

虐待判明後は、虐待された人とした人を分離したケースが 34% あり、障害福祉サービスの利用、医療機関への一時入院、一時保護などで対応。分離しなかった場合は養護者への助言・指導をしたケースが多い。

一方、施設等での虐待は、939 件の通報があり 80 件で虐待の事実が認められた。その内訳は就労継続

表 虐待の類型（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待
養護者による虐待 1,311 件（被虐待者 1,329 人）	60.3%	4.1%	34.8%	21.1%	27.2%
施設従事者等による虐待 80 件（被虐待者 176 人）	57.5%	12.5%	52.5%	8.8%	7.5%

支援 B 型事業所 20 件、障害者支援施設 18 件、ケアホーム 10 件などで、内容は身体的虐待と心理的虐待が多い。

虐待された 176 人の 67% が男性で、障害種別（重複あり）は知的が 55% と最多。精神 39%、身体 20%、発達 2% で、行動障害のある人が全体の 23% だ。

虐待した人についても男性が 70% を占めた。職種は生活支援員 31%、その他従事者 13% などだが、管理者 13%、サービス管理責任者 12%、設置者・経営者 10% と続いた。

通報したのは、本人による届け出（30%）と家族・親族による通報（18%）が多いものの、施設等の職員や元職員らが通報したケースも計 22% あった。

虐待判明後は、市区町村による指導や報告徴収、出頭要請、立ち入り検査、施設等からの改善計画の提出などの対応がされていた。

なお、使用者による虐待は通報後、労働局が対応するため、厚労省の労働紛争処理業務室が別に集計。133 件（被虐待者 194 人）の虐待があったと 6 月に公表している。

（福祉新聞・第 2426 号 2013 年 11 月 18 日）

障害者診療にテレビ電話
旭川

重症心身障害者施設の北海道療育園（旭川）は今年から、同園と稚内市内の患者宅 2 軒、市立稚内病院をインターネットテレビ電話「スカイプ」で結ぶ

事業を始めた。医療過疎地でも専門医による診察や相談を受けられる体制を整える試みだ。

（北海道新聞（札幌）夕刊 2013 年 11 月 6 日）